審理期間に関する要因について（刑事）

現象面の課題

- 起訴の在り方
- 審理を行う範囲
- 計画的・集中的審理
- 証拠の厳選
- 証拠調べの在り方
- 事件の性質上複雑困難

論点のブレイクダウン

- 追起訴の在り方
- 訴因数
- 重要性に応じた審理対象の絞り込み
  - 結論に影響しない背景事情等
- 争点と証拠の整理
  - 証人の一括採用
  - 期日の一括指定・集中的指定
  - 公判中の補充捜査・弁護側の調査
  - 方針検討のための空転
- 証拠開示の在り方
- 証拠請求と採用の在り方
  - 証拠の必要性の吟味（関連性・重複等）
  - 捜査段階の供述調書の取扱い
- 証拠意見の在り方
- 争点中心の証人尋問
  - 前の尋問調書の検討を前提とした証人尋問
- 主尋問・反対尋問の在り方
- 任意性・特信性の立証の在り方
- 書証中心の証拠調べ
- 鑑定

関係者の意識・体制

- 検察官の対応態勢
- 弁護士の業務体制，専門性
- 裁判所の事務処理態勢
  - 事件数
  - 刑事事件以外の事件との兼務状況
  - 法廷数
- 被告人と弁護人との打合せの状況
- 刑事事件における迅速化のインセンティブ
- いわゆる「精密司法」
- 公判廷で真実の供述を得るための取組み

社会的背景

- 国民の真実解明への期待
- 偽証に対する意識
- 真実の証言を得にくい事件（組織犯罪・企業犯罪）
- 財政経済事件等